

令和5年度南魚沼市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は、南魚沼市（以下「市」という。）の全ての組織を対象とする。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法に基づく以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。ただし、市内の施設を優先するものとする。

	調達先の分類	内 容
(1)	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
(2)	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
(3)	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
(4)	障害者支援施設	就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る
(5)	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

4. 調達の対象となる物品等

市において障害者就労施設等から調達する物品等については、以下とおりとする。ただし、以下に記載がないものであっても、市が調達可能な物品等であれば可とする。

(1)物品

食品類、縫製品等、図面袋、EM菌、石鹼

(2)役務

廃品等仕分作業、屋内外清掃作業、草刈り、文書発送業務作業

5. 物品等の調達目標

令和5年度に市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 8,730,000 円

※令和4年度目標額 8,450,000 円 令和4年度実績額 8,722,254 円

6. 物品等の調達責務

市は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

7. 物品等の調達の推進方法

- (1) 市内の障害者就労施設等からの提供可能な物品等について情報を収集し、市の全ての組織に対し情報提供を行うものとする。
- (2) 市の全ての組織は、物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。
- (3) 市は物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注方法について可能な範囲で障害者就労施設等と調整するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項の規定による随意契約の積極的な活用を図るものとする。
- (5) 市は、障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みを支援するよう努めるものとする。

8. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この調達方針は、市のホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 年度終了後、速やかに調達実績を集計し、市のホームページ等で公表する。

9. 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部福祉課障がい福祉係とする。